

## 第5回 FCJウェビナー Q&A 第一弾

No.	カテゴリー	質問	回答・参考URL
1	講演1 (欧州関連)	EU加盟国によるPFAS規制化について、フランス、デンマークの他に動きのある加盟国はありますか？	ベルギーでもPFASを含む下記製品を企業が市場に投入および輸出することを禁止する法案が提出されています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 食品接触を意図した材料および製品</li> <li>• 化粧品</li> <li>• 泡消火剤</li> <li>• 繊維製品（一部の防護服を除く）。</li> </ul> 法案が採択されれば、2025年1月1日に発効予定です。
2	講演1 (欧州関連)	P.23のRAC見解で、「環境中での劣化の可能性を理由に、特定のPFASを規制の範囲から除外することは十分に正当化されていない」という意味が理解できませんでした。PFASは分解しにくい、「劣化の可能性のある物質は、除外してもよいのではないか」という意見は正当化されないということでしょうか？	環境中で劣化の有無によって、一部の特定のPFASを規制しないということは正しくない、つまり劣化に関係がなく規制すべきだとRACは考えています。
3	講演1 (欧州関連)	REACHの規制において、現在は審議中ということまで、具体的な禁止等規制は出ていないという理解でよろしいでしょうか？	REACH規制において、広範なPFASの具体的な規制はありません。一方で、既に規制されている個別の物質（群）は存在します。REACH規則の制限対象物質リスト（付属書XVII）に掲載された物質は、欧州での使用に関して制限が課せられ、C9-14のPFCAs（フルフルオロカルボン酸類）が規制されることになりました。PFCAsは2023年2月以降、PFCAsおよびその塩を25ppb以上含有する混合物や成形品について、製造・使用及び上市が原則禁止となっております。なお、PFOS、PFOA、PFHxSは既にPOP s 条約で規制対象となっております。
4	講演1 (欧州関連)	P.15 REACH規制制限提案について、フッ素樹脂加工BUSHなどはポリマーに含まれますが、自動車部品としての適用除外と認識してよろしいでしょうか？ また、暫定猶予期間12年は、EUへの報告義務が規制発行+18か月+12年ある、ということでしょうか？	フッ素樹脂加工BUSHが、第6項o(オー)の「車両の安全に関連する適切な機能に影響を与える用途、および運転者、乗客または物品の安全に影響を与える用途」に該当するかについては、最終的なSEAC案をみて判断する必要があり、不明確な場合は、SEAC案に対するバコメで主張する必要があります。猶予期間の考え方については、ご理解の通りです。
5	講演1 (欧州関連)	スポーツ用衣類・シューズ、レインウェア等への規制の動きが知りたかったが、個別の内容まで踏み込んだ内容ではなかったので確認できなかった。これらの用途についても具体的な情報を紹介いただくと助かります。	スポーツ用衣類、シューズ、レインウェアに関しては、テキスタイル、衣服、皮革用途に該当いたしますので、2024年9月にRAC/SEACで審議される予定になっております。具体的な内容については、ECHAのホームページに公開される情報をご確認ください。
6	講演1 (欧州関連)	制限提案5か国が見直しを示唆しているとのことですが、バコメ以外にもECHAのForum等で「多くの物質で分析方法が確立されていない」ことで、規制案の実行に課題があることも提言されていたかと思えます。これを受けた規制案の修正は行われのでしょうか？ いずれにせよ、制限提案の修正がなされたら、規制実施のスケジュールは大幅に遅れていくものと思われま。実際にこの規制がいつ頃実施されるか、見通しが立てば、その都度示していただきたく、よろしくお願ひします。	規制案の修正、ならびに修正に伴う実施スケジュールの変更については、FCJでは分かりません。詳細はECHAのホームページなどの公式情報にてご確認願ひします。
7	講演1 (欧州関連)	PTFEなどのフッ素樹脂は今後規制されないのか？	フッ素樹脂は、構造にもよります(PVFは定義から外れています)が、欧州PFAS制限提案の対象となっております。PFAS制限提案がどのように決着するかは未定です。過去のREACH規制提案の審議状況より、産業界が科学的に強い根拠の証拠を示せば、産業界の意見が考慮されていますので、現時点では、産業界が一体になって、意見出しを続けることが重要と考えております。
8	講演1 (欧州関連)	RAC/SEACの審議進捗状況は、当初のスケジュール通りに進んでいるとは思えませんが、現時点でどの程度の遅れが発生しているのでしょうか？ ECが化学品業界向けに出した年次報告にある規制に関するロードマップには、4年程度遅れる見通しが示されていると聞いています。  ECHAにおける審議の進行状況は理解しましたが、欧州委員会ならびに欧州各国での制限提案の現況や今後の見通し、それらがECHAの審議に与える影響予測などについて、情報があれば教えてください。  結局、2026年から規制が始まるという当初の話が、どうなるのか？ のコメントが全くありません。業界内では、原料メーカー等が、規制対象有無に関わらず、PFASだからという理由で各社製造中止に追い込まれているような状況です。  当初計画より施行が遅れていると思いますが、どれくらい遅れそうかというECHAの見解はあるのでしょうか。	EU委員会から出されているChemical Industry Transition Midway Report (以下URL) では、規制化は2028年以降との見通しが示されております。EU加盟各国ではREACH PFAS規制遅延を見越し、独自の規制を行う国が出てきております。  <a href="https://single-market-economy.ec.europa.eu/news/eu-chemical-industry-moves-forward-net-zero-progress-report-unveils-major-strides-green-and-digital-2024-05-24_en">https://single-market-economy.ec.europa.eu/news/eu-chemical-industry-moves-forward-net-zero-progress-report-unveils-major-strides-green-and-digital-2024-05-24_en</a>
9	講演1 (欧州関連)	エッセンシャルユースを主張する際に、有害性を認めるリスクを加速させることなく行うには、どんな点に配慮すればよいのか？	多種多様なPFASを1物質と見做せば、エッセンシャルユースを主張することは可能ですが、サブグループ毎、個別のPFAS物質ごとの有害性は、充分検証されていないのが実状です。エッセンシャルユースの主張そのものが、PFASの「有害性」を認めることになり、リスクを伴うものと考えます。各社の状況に応じた方針を事前にしっかりとご検討頂ければと思います。
10	講演1 (欧州関連)	SEACから意見書の提出は、セクター毎に発表されるのでしょうか。それと全セクターの審議終了後に発表されるのでしょうか。	全セクター終了後と認識しております。
11	講演1 (欧州関連)	P.23で6月に金属めっきと金属製品製造に焦点をあてた意見書ドラフトの説明があったとのことですが、具体的にどのような説明があったのか、分かりますでしょうか。	RAC-69議事録に意見書の詳細は記載されておらず、全セクター審議後に公開されるものと思われま。

## 第5回 FCJウェビナー Q&amp;A 第一弾

No.	カテゴリー	質問	回答・参考URL
12	講演1 (欧州関連)	現時点でF-Gas規制対象にHFOは、含まれるのでしょうか。規制対象に含まれた場合には、製品（樹脂発泡体）にF-Gasを含有している旨の表示が必要になるのでしょうか。	F-Gas規制12条.5の規定により発泡体に使用されるAnnexI及びIIの物質もラベル表示対象とされておりますが、F-Gas関係の当局またはEU現地業界団体に確認されることをお勧めいたします。
13	講演1 (欧州関連)	① 産業用印刷（Industrial Printer）の規制猶予については議論されていないのでしょうか？ ② Industrial Printerの主要パーツである、Industrial Inkjet Head（半導体プロセスで製造）は、Electronicsの一部として扱ってよいのでしょうか？	① 印刷用途に関しては、制限案5項 x および y に記載のある一部の3Dプリンティング用途の猶予期間12年以外についての記載はありません。パブコメで意見が出されているようであれば、今後猶予について議論される可能性はあります。 ② 産業用印刷機械の部品であるものは、セクターとして Electronics and semiconductorで扱うのは難しいと思われれます。
14	講演1 (欧州関連)	質問ではないのですが、電子部品・半導体セグメントのRAC協議が開催される時期が確定したら教えて頂きたい。	詳細はECHAのホームページなどの公式情報にてご確認願います。
15	講演1 (欧州関連)	提案5か国の制限提案見直し示唆、ならびにEU規制の後ろ倒しを見越した各国独自の規制とご説明について ①提案5か国の判断はいつ頃になるのでしょうか。 ②各国独自規制が施行された後に、EU規制になる可能性はあるのでしょうか。（実行支配？） ③これらは2050 F-Gas ban より早い規制になるのでしょうか。	① 当局側でも制限提案修正の動きがみられますが、具体的な時期やプロセスは依然明示されておりません。 ② EU法と国内法が両方存在した場合、EU法は加盟国国内法よりも上位に位置し、矛盾がある場合はEU法が優先されると認識しております。 ③現在の予定では、規制化は2028年以降との見通し（以下URL）が示されておりますので、F-Gas banより早くなりますが、F-Gas規制との関係で、PFAS規制との二重規制を回避することも提案5か国で検討されております。  <a href="https://single-market-economy.ec.europa.eu/news/eu-chemical-industry-moves-forward-net-zero-progress-report-unveils-major-strides-green-and-digital-2024-05-24_en">https://single-market-economy.ec.europa.eu/news/eu-chemical-industry-moves-forward-net-zero-progress-report-unveils-major-strides-green-and-digital-2024-05-24_en</a>
16	講演1 (欧州関連)	フランスとデンマークで内容の異なる規制が検討されている様ですが、今後、EU内で一本化していく可能性はあるのでしょうか。	EU内の一本化の本流がPFAS制限提案を規制案にしている動きとなります。フランス・デンマークは、EU規制を待たずに、個別の国で独自規制を進めている事例となります。
17	講演1 (欧州関連)	ストックホルム（POPs）条約で規制された物質については、基本的に欧州POPs規則にて規制されると考えております。しかしながら、PFASについてはREACH規則 制限物質で規制による規制が審議されていることには、どのような理由があるのでしょうか？	欧州POPs規則は、POPs条約の欧州での担保法であり、POPs条約で規制が決まってから議論が始まりますが、PFAS一括制限はPOPs条約で決定されてはおりません。（POPs条約で規制リストに追加する提案をするには、定められた方法で化学物質を特定する必要がありますが、PFAS一括制限提案はPFASをグループとして扱うもので、化学物質を特定しませんので、提案できないのだろうと考えます。）REACH規則では「人や環境に対し容認し難い影響がある物質については、製造、使用等が制限できる」という制限規定がありますので、それに基づいて提案がなされたと思われれます。
18	講演1 (欧州関連)	今後の医療機器セクターのSEAC議論について他に、判っていることがないのでしょうか？ 開催時期目安、議論の方向性、エッセンシャルユースへの該当性等。	現時点でECHAから公表されているRAC、SEAC専門家会議の情報には、医療機器セクターについては含まれておりません。FCJとしては、引き続き動向を注視していく予定でございます。
19	講演1 (欧州関連)	以前の強硬な姿勢から一部地域では軟化している印象。欧州でも半導体の需要は高まっており（EV自動車関連やtmsのドレスデン誘致など）、自分で自分の首を絞める事になるため軟化しているという印象で間違いありませんでしょうか？	FCJとしてもそのようにとらえています。一方で、EUでは「予防原則」という考え方に基いて規制を進めている側面があり、予断を許さない状況です。
20	講演1 (欧州関連)	EU各国でも国内法とEU全体があるので、短い期間で纏まるのでしょうか。	EU法と国内法が両方存在した場合、EU法は加盟国国内法よりも上位に位置し、矛盾がある場合はEU法が優先されると認識しております。
21	講演1 (欧州関連)	フッ素ガス（空調機器に使用する、フロンガス含む）の使用が、F-GAS規制により、12kW以下のエアコン（AC/HP）にて使用が2035年で全廃との説明がありました。つまり、REACH規制で取り扱いが免除や規制延期となってもキガリ規制に基づく、代替フロン開発の可能性は意味が無く、自然冷媒への移行が必然と理解しました。この理解は正しいのでしょうか？	まず、F-Gas規制とPFAS規制の二重規制を回避することが、検討されております。また、PFAS規制、F-Gas規制ともに国内法で可燃性冷媒を禁止している場合は、対象外となります。また、F-Gas規制には、安全性に問題がある場合の適用外も規定されておりますので、自然冷媒への移行は必然という状況ではないと考えます。
22	講演1 (欧州関連)	質問ではないのですが、RAC/SEACの審議される産業セクターでエレクトロニクス・半導体の予定が出ていません。そこから推測ですが、当初の計画より遅れていると考えます。遅れに関しては公式の発表を待つしかないのでしょうか？	FCJでは、当初のスケジュールよりも遅れると想定していますが、具体的な期間については分かりかねます。
23	講演1 (欧州関連)	RAC・SEACの専門家会議の議論に対しては、FCJ様から何らかの理解活動をしているのでしょうか？ 昨年のパブコメ以降、ECHA、EU委員会、加盟国に対して、理解活動はされているのでしょうか？	現時点ではFCJとして何らかの理解活動をECHAやEU委員会、加盟国に対して行っておりませんが、各会員企業が所属しております欧州の工業会等を通じて活動を行っております。
24	講演1 (欧州関連)	EUとその加盟国との間にある温度差と、今後の動向について将来知ることが出来る機会はありますか？	EU規制とは別に、EU加盟国が独自に規制する法案を各国議会に提出されると公になるので、その都度の確認となります。
25	講演1 (欧州関連)	パリ協定で設定した目標、2050年までのゼロエミッション化実現、に関する業界との協議は今後行われるのか。	多面的な協議が、水面下で行われております。
26	講演1 (欧州関連)	欧州の規制はその後各国規制に影響が大きいため特に注視しており、また提案された規制内容では、その対象PFASが特定PFASだけに限らないことを心配しています。現在パブコメで意見が出されていますが、今後もすべてのPFASが対象であることに変更は無いのでしょうか？	現在、各産業セクター毎にRAC/SEACの専門家会議が行われており、すべてのPFASが対象になるかも含め、今後の見通しがわからない状況です。FCJとしては、引き続き動向を注視していく予定でございます。

## 第5回 FCJウェビナー Q&A 第一弾

No.	カテゴリー	質問	回答・参考URL
27	講演1 (欧州関連)	フェーズ3はいつごろ開始なのか。	詳細はECHAのホームページなどの公式情報にてご確認ください。
28	講演1 (欧州関連)	フッ素ポリマーについては低懸念であることを理由に制限緩和（適用除外）の可能性があるのか、また本年6月の欧州議会選挙の結果がユニバーサルPFAS制限案の成立に影響を与える可能性があるのかについて、現在の状況をご教示いただくと幸いです。	低懸念であることだけでは、適用除外の対象にはならず、フッ素ポリマーのリスクや代替品の有無、社会経済性を加味しての判断となります。欧州議会の選挙結果が与える影響について、現段階ではわかりかねます。引き続き、動向を注視してまいります。
29	講演1 (欧州関連)	パブリックコメントに対するの見解、方針についての見通しがいつ出るのか知りたい。定期的に同様の説明をいただくと理解が深まる。	「フッ素ガスの用途」「輸送」「建設製品」の審議は12月に予定されていますが、まだ審議の予定されていない産業セクターも多々あり、すべての審議結果がいつ揃うかは未定です。そのため、SEAC意見書の提出及び第2回目のパブコム開始時期も未定です。
30	講演1 (欧州関連)	弊社は直接PFASを製造メーカーではありませんが、PFASの規制緩和を求め、特に代替品模索のための期間を確保するため、規制までの移行期間を長くしたいと考えていますが、EUのパブコムが終了した今後はどのような働きかけが可能でしょうか？	SEAC案に対する第二回のパブコムがあります（ウェビナー資料 p.9をご参照下さい）。時期は未定です。対象となるPFASの代替が難しいごとの根拠の収集、あるいは、代替品模索のためにかかる期間の見積もり、欧州域内における社会経済的影響、排出管理状況の整理、等を進めて頂き、第二回のパブコムで意見出しをお願いいたします。
31	講演2 (米国関連)	連邦法と州法で、複雑に絡み合っている内容を整理いただきありがとうございます。全体的な傾向としては、全廃から除外規定を設ける方向へシフトしていると受け止めました。P.36、報告義務で成形品輸入とは、機器の一部の成形品として使用されているものも簡易書式でよいということでしょうか。	成形品の要件（以下 URL 上段）を満たす部品であれば簡易書式で報告できると考えます。また成形品の例などについては、EPAが公開しているFAQ（以下 URL 下段）の44も参考になると思いますので参照いただければ幸いです。 <a href="https://www.epa.gov/sites/default/files/2020-05/documents/fact_sheet_imported_articles_04.28.2020.pdf">https://www.epa.gov/sites/default/files/2020-05/documents/fact_sheet_imported_articles_04.28.2020.pdf</a> <a href="https://www.epa.gov/system/files/documents/2024-05/tsca-8a7-faqs-may-2024.pdf">https://www.epa.gov/system/files/documents/2024-05/tsca-8a7-faqs-may-2024.pdf</a>
32	講演2 (米国関連)	弊社では、日本の弊社工場で製造した化学品（PFAS非含有）を充填したPTFE含有のペール缶を弊社の米国子会社が輸入して、化学品（PFAS非含有）を米国企業に販売しています。この場合、TSCA8条(a)(7)に基づくデータ収集規則により、EPAに報告する必要はありませんでしょうか？	ご質問のケースでは輸入者が報告義務者になると考えます。米国外の製造者が代理で報告できる要件につきましては、EPAが公開しているFAQ（以下URL）の5が参考になると思いますのでご参照いただければ幸いです。 <a href="https://www.epa.gov/system/files/documents/2024-05/tsca-8a7-faqs-may-2024.pdf">https://www.epa.gov/system/files/documents/2024-05/tsca-8a7-faqs-may-2024.pdf</a>
33	講演2 (米国関連)	①PFAS報告義務規則については、日本でこのような講演を海外でもしていただけているのか。海外各拠点にある企業の担当者も情報入手できているのか疑問に思っています。 ②ミネソタ州については、「不可欠用途」が規定されていない現状のため、州法のみで2032年にすべてのPFAS含有製品が販売禁止という認識でよいでしょうか。	①ご希望があれば、海外向けに資料の翻訳も検討いたします。海外での講演の予定はございません。 ②製品へのPFASの使用が避けられないと規則で決定した場合は、全面禁止から免除されるとありますので、これから免除対象が下位規則により規定されるものと考えております（以下URL：州法原文）。ただ免除の詳細については把握できておりませんので、具体的な案件があれば、国際弁護士等の適任者にご相談いただくことをお勧めいたします。 <a href="https://www.revisor.mn.gov/bills/text.php?number=SF834&amp;version=latest&amp;session=ls93&amp;session_year=2023&amp;session_number=0&amp;format=pdf">https://www.revisor.mn.gov/bills/text.php?number=SF834&amp;version=latest&amp;session=ls93&amp;session_year=2023&amp;session_number=0&amp;format=pdf</a>
34	講演2 (米国関連)	スポーツ用衣類・シューズ、レインウェア等への規制の動きが知れたかったが、個別の内容まで踏み込んだ内容ではなかったため確認できなかった。これらの用途についても具体的な情報を紹介いただけたら助かります。	一部ではございますが、P44に州法の消費者用途の内訳を記載しておりますのでご参照いただければ幸いです。繊維製品を禁止している州や布処理剤に関連する項目であると考えております。引き続きFCJではウェビナー等で情報提供していく予定でございますのでご参考にしていただければ幸いです。
35	講演2 (米国関連)	米国EPAのPFAS情報報告要件では、製品中のPFASについて報告が必要となり、各企業とも対応に苦慮されていると思います。この報告のうち、PFAS物質の組成について、どのレベルまでの調査が必要か（例えば、業界で一般に使用されている構成炭素数C8,C6,...などのレベルでよいのか）について、ご教示いただければ幸いです。	個別の化合物が開示されていない場合でも、知られている範囲または合理的に確認できる範囲で報告する義務があるとされていますので、既知情報や記録の確認、サプライヤーへの問い合わせは必要と思われます。 詳細につきましては、EPAが公開しているFAQ（以下URL）の31が参考になると思いますのでご参照いただければ幸いです。 <a href="https://www.epa.gov/system/files/documents/2024-05/tsca-8a7-faqs-may-2024.pdf">https://www.epa.gov/system/files/documents/2024-05/tsca-8a7-faqs-may-2024.pdf</a>
36	講演2 (米国関連)	PTFEなどのフッ素樹脂は今後規制されないのか？	PTFEについては、現状でも用途によっては州法による規制を受けると考えます。また、TSCA8条(a)(7)のデータ収集規則でもfluoropolymersの免除はないとされており、引き続きFCJではウェビナー等で情報提供していく予定でございますのでご参考にしていただければ幸いです。
37	講演2 (米国関連)	今年の米大統領選の行方は、連邦政府及び州政府のPFAS問題に対する姿勢にどのような影響があるのでしょうか？	米国の政権交代による規制方針の転換有無について、現時点では判断できません。特に政党が変わる場合には注視が必要と考えます。引き続きFCJではウェビナー等で情報提供していく予定でございますのでご参考にしていただければ幸いです。
38	講演2 (米国関連)	州によって規制の厳しさが異なる理由が知りたい。	州政府は独自の立法権を有しており、自由に規制を作成することが可能です。
39	講演2 (米国関連)	P.42の米国州法案のPFASの定義ですが、すべての州でEUと同じ広い定義を採用しているとの理解で間違っていないでしょうか？ 回答をお願いいたします。	メイン州、ミネソタ州、コロラド州など、多くの州ではEUの定義よりも広いと考えられる「Perfluoroalkyl and polyfluoroalkyl substances」 or "PFAS" means substances that include any member of the class of fluorinated organic chemicals containing at least one fully fluorinated carbon atom.」等の定義が採用されています。ただし、ニューハンプシャー州などEPAの定義と揃っている州もございますので、各州の情報を確認されることをお勧めいたします。
40	講演2 (米国関連)	各州の規制が修正もしくは停滞している状況は理解したが、今後の動向予想などについて情報があれば教えて頂きたい。	動向の予測については難しいと考えております。引き続きFCJではウェビナー等で情報提供していく予定でございますのでご参考にしていただければ幸いです。

## 第5回 FCJウェビナー Q&amp;A 第一弾

No.	カテゴリー	質問	回答・参考URL
41	講演2 (米国関連)	P.37でPFASの報告が決まりましたが、報告しなかった場合の罰則はどのようなものがあるのでしょうか。	民事罰の責任を問われたり、刑事訴追される可能性があるかと規定されています。詳細につきましては40CFRのセクション705.1（以下URL）が参考になると思います。 <a href="https://www.ecfr.gov/current/title-40/chapter-I/subchapter-R/part-705/section-705.1">https://www.ecfr.gov/current/title-40/chapter-I/subchapter-R/part-705/section-705.1</a>
42	講演2 (米国関連)	メイン州及びミネソタ州のPFAS規制に関して、これら2州のPFAS規定はEUと同じと解説していたが、それは精確なのでしょうか？ EUでは、完全にフッ素化されたCF2またはCF3とある一方で、「OやNに結合している構造は分解性が高いため除外する」との一文が付与されています。メイン州、及びミネソタ州は、単純に完全にフッ素化されたCF2またはCF3を規制しており、EUが記載しているような「OやNに結合している構造」の除外に関しては存在しないように考えています。この点、正確な情報が知りたいです。（メイン州及びミネソタ州のサイトを探しても、PFASの定義が明記されている場所が不明でした）	ご指摘の通り、EUの提案では除外構造が設けられている点、また、CF3-または-CF2-に結合する原子が規定されている点（H/I/Br/Cl以外）が異なりますが、いずれも広範囲であるという意図で同じような表現を使わせていただきました。 メイン州の定義につきましては州法原文（以下URL上段）の1.定義のFに記載があり、「"Perfluoroalkyl and polyfluoroalkyl substances" or "PFAS" means substances that include any member of the class of fluorinated organic chemicals containing at least one fully fluorinated carbon atom.」となっております。 ミネソタ州の定義につきましても州法原文（以下URL下段）に、同様に1.定義のqに記載があり、「"Perfluoroalkyl and polyfluoroalkyl substances" or "PFAS" means a class of fluorinated organic chemicals containing at least one fully fluorinated carbon atom.」となっております。 <a href="https://www.mainelegislature.org/legis/bills/getPDF.asp?paper=SP0610&amp;item=3&amp;snun=131">https://www.mainelegislature.org/legis/bills/getPDF.asp?paper=SP0610&amp;item=3&amp;snun=131</a> <a href="https://www.revisor.mn.gov/statutes/cite/116.943#stat.116.943">https://www.revisor.mn.gov/statutes/cite/116.943#stat.116.943</a>
43	講演2 (米国関連)	Industrial Inkjet Headの表面に、米国内の商社から購入したPFAS材料（特定PFASではない）を数nmの厚みでcoatingした場合、このHeadの米国内での商業目的での製造者は、EPAへの報告義務があるのでしょうか？	米国内で製造/輸入されたPFASを購入し、加工または使用しているだけの場合は、TSCA8条(a)(7)の報告義務はないとされています。ただし、加工や使用の際に、副産物や不純物としてPFASが生じている場合（偶然にPFASを製造している場合）は、合理的に確認可能な範囲で報告対象になると考えられます。詳細につきましては、EPAが公開しているFAQ（以下URL）の1が参考になると思いますのでご参照いただければ幸いです。 <a href="https://www.epa.gov/system/files/documents/2024-05/tsca-8a7-faqs-may-2024.pdf">https://www.epa.gov/system/files/documents/2024-05/tsca-8a7-faqs-may-2024.pdf</a>
44	講演2 (米国関連)	① PFASの定義研究について、FCJ様が提案している"特定PFAS"との見解に差を生じる可能性はございますか。 ② 連邦法と州法は同等であり、矛盾を生じてもいずれの法令も遵守されるとのことについて、矛盾しているケースに該当した場合、どの機関に判断を仰ぐのでしょうか。	① FCJでは残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）で規制対象となっている化合物を「特定PFAS」としております。日本やEUはPOPs条約を締結しているため、タイムラグはあるとしても、特定PFAS=規制された（される）化合物という認識で差はないと考えます。一方で、米国につきましてはPOPs条約を締結していないため、差が生じる可能性もあると考えます。 ② 連邦法と州法を同時に満足できない場合には、連邦最高裁判所が矛盾の判断をいたします。実際に両法が矛盾することは殆どなく、具体的な案件は、国際弁護士等の適任者にご相談することをお勧めします。
45	講演2 (米国関連)	米国においては連邦法と各州法が個別に議論されており、その全容をつかむことが難しいと感じています。具体的な対応事項を理解するためにも、物質・混合物・成形品といった流通形態に分類した解説をいただければ幸いです。	引き続きFCJではウェビナー等で情報提供していく予定でございますのでご参考にしていただければ幸いです。
46	講演2 (米国関連)	TSCA報告規定について、弊社米国子会社を通じて医療機器が報告対象となるかどうか、コミュニケーションしています。TAIS Information Specialist/Association for the Blind and Visually Impaired (ABVI)/Goodwill of the Finger Lakes Contact Center. 結論は報告対象外との事でした。医療機器が報告対象か否か、情報をお持ちでしたら教えてください。	報告規則では「食品、食品添加物、医薬品、化粧品、またはデバイスとして使用するために商業で製造、加工、または配布される食品、食品添加物、医薬品、化粧品、またはデバイス(用語は連邦食品医薬品化粧品法[21 U.S.C. 321]のセクション201で定義されている)」等については対象外とされています（以下URL上段：インストラクション2.1.2）。そこには医療機器も含まれており、医療機器の判定についてはFDAの情報が参考になると思いますのでご参照いただければ幸いです（以下URL下段）。 <a href="https://www.epa.gov/system/files/documents/2024-05/tsca-8a7-reporting-instructions_may2024.pdf">https://www.epa.gov/system/files/documents/2024-05/tsca-8a7-reporting-instructions_may2024.pdf</a> <a href="https://www.fda.gov/medical-devices/classify-your-medical-device/how-determine-if-your-product-medical-device">https://www.fda.gov/medical-devices/classify-your-medical-device/how-determine-if-your-product-medical-device</a>
47	講演2 (米国関連)	米国は連邦と各州において考え方が違うというのは、日本人的には理解し難いです。どちらの言い分が強いという事はあるのでしょうか？例えば米国連邦の方が抗力が強いなど。	連邦法と州法の関係を一言で答えるのは非常に難しいです。この関係についてまとめられた資料がありますので以下のリンクを参考にしていただければ幸いです。両法が矛盾するかどうか含め慎重な判断が必要と思われる。具体的な案件がある場合には、適時に国際弁護士等の適任者にご相談いただくことをお勧めします。 <a href="https://www.nqa.org/advocacy-communications/policy-positions/principles-for-state-federal-relations/">https://www.nqa.org/advocacy-communications/policy-positions/principles-for-state-federal-relations/</a>
48	講演2 (米国関連)	一部の州では、欧州よりも規制が厳しい様子であり、工業製品への実際の規制状況について情報があれば欲しい。	引き続きFCJではウェビナー等で情報提供していく予定でございますのでご参考にしていただければ幸いです。具体的な案件がある場合には、適時に国際弁護士等の適任者にご相談いただくことをお勧めします。
49	講演2 (米国関連)	米国連邦政府が公布した“TSCA8 条 (a)(7) によるPFASデータ収集規則”について、ご教示ください。弊社は、“成形品輸入用 簡易書式”で報告することで対応を進めています。PFASが規制され始めた近年は、詳細なデータを把握できますが、10年前のデータ(PFASの化学物質名)を特定することに苦労しております。そこで、“TSCA8 条 (a)(7) によるデータ収集規則”には、具体的な化学物質名が不明な場合は、一般名、または説明文での報告で良いと記載されています。 ① 一般名とは、どのような名称のことでしょうか。C8タイプPFAS や C6タイプPFAS といった名称は使用できますか？また、一般名の具体例などありましたら教えてください。 ② 説明文とは、どのような内容を記すことが必要でしょうか？また、説明文の具体例などありましたら教えてください。C8タイプPFASやC6タイプPFASを説明する場合、どのような内容を記載する必要がありますでしょうか？よろしくお願いいたします。	① 例えばCBI（営業機密情報）として登録されているPFASはリスト化されておりますので、一般名の参考になると思います（以下URL上段）。 ② 説明文についても上記リストが参照できると思います。また、化学物質が特定できない場合についての詳細は、インストラクションの4.5.3（以下URL下段）が参考になりますのでご参照いただければ幸いです。 <a href="https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.epa.gov%2Fsystem%2Ffiles%2Fdocuments%2F2024-05%2Ftsca-8a7-pfas_05162024.xlsx&amp;wdOrigin=BROWSELINK">https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.epa.gov%2Fsystem%2Ffiles%2Fdocuments%2F2024-05%2Ftsca-8a7-pfas_05162024.xlsx&amp;wdOrigin=BROWSELINK</a> <a href="https://www.epa.gov/system/files/documents/2024-05/tsca-8a7-reporting-instructions_may2024.pdf">https://www.epa.gov/system/files/documents/2024-05/tsca-8a7-reporting-instructions_may2024.pdf</a>
50	講演2 (米国関連)	研究開発目的で、少量サンプルを日本から米国に輸出する場合に、 ① 当該物質がEPAが対象とするPFASに当たる場合、TSCA8 条 (a)(7)の研究開発目的での米国への輸入に当たり、事前報告が求められるのでしょうか。輸出者（日本国内）、輸入者（米国内の関係会社）のどちらからの報告が必要なのでしょうか。その際には、化合物の構造式の開示も求められるのでしょうか。 ② 当該物質がEUの基準で規定されるPFASに該当する場合には、①に加え、州によっては、州政府への報告が必要、あるいは輸入が認められない、ということにもなるのでしょうか。	① TSCA8条(a)(7)では、2011/1/1～2022/12/31までに製造、または、輸入されたPFASに関する情報が対象となります。報告義務者は米国内で製造、または、米国内に輸入した者となります。詳細につきましてはインストラクション（以下URL）等で確認されることをお勧めいたします。 ② 各州での規制対象及び内容は欧州規制とは関係なく、各州の法律で規定されております。具体的な案件がある場合には、適時に国際弁護士等の適任者にご相談いただくことをお勧めします。 <a href="https://www.epa.gov/system/files/documents/2024-05/tsca-8a7-reporting-instructions_may2024.pdf">https://www.epa.gov/system/files/documents/2024-05/tsca-8a7-reporting-instructions_may2024.pdf</a>

## 第5回 FCJウェビナー Q&amp;A 第一弾

No.	カテゴリー	質問	回答・参考URL
51	講演2 (米国関連)	米国の動向に対しては、FCJ様から何らか意見陳情されているのでしょうか？	米国では関連業界団体であるACC（米国化学会）、PPF（パフォームンス・フルオロポリマー・パートナーシップ）等が働きかけを行っています。FCJとしては対応しておりません。
52	講演2 (米国関連)	メイン州のページ（P.46）ですが、法規制はいったん成立したものの、修正法案を審議中（現在はパブコメ）だったと思います。その情報が正しければ、P.46に追記いただきたいです。 また、ここにきてバタバタと情報が来ているカナダの件も掲載いただければ幸いです。	法案の修正は随時行われておりますので、最新の情報につきましてはメイン州政府のHPなどからご確認いただければ幸いです（以下URL上段）。 カナダについては2024年7月27日付けカナダ官報にて、312種のPFAS化合物について情報提供義務が課せられました。情報提供期間は2025年1月29日までであり、情報提供義務者や報告義務のあるPFASについてはカナダ官報をご参照ください（以下URL下段）。  <a href="https://www.maine.gov/dep/spills/topics/pfas/PFAS-products/index.html">https://www.maine.gov/dep/spills/topics/pfas/PFAS-products/index.html</a> <a href="https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2024/2024-07-27/html/sup-eng.html">https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2024/2024-07-27/html/sup-eng.html</a>
53	講演2 (米国関連)	パリ協定で設定した目標、2050年までのゼロエミッション化実現、に関する業界との協議は今後行われるのか。	これまでも多面的な取り組みがなされています。例えば、P.40に取り上げましたエネルギー省のレポートでは、再生可能エネルギー分野でフッ素ポリマーの利活用が記載されていますように、情報のインプットが進んでおります。 今後につきましては、引き続きFCJではウェビナー等で情報提供していく予定でございますのでご参考にしていただければ幸いです。
54	講演2 (米国関連)	弊社が米国で製造することではなく、また米国に関連会社はありませんので直接当局に申請することはありませんが、販売先様が申請されることはあり得ると考えています。 PFAS製造メーカーから購入したPFASを使用して成形品を製造している弊社では、どのような準備が必要でしょうか？販売先様から当局申請に必要だと、求められる情報はどんなものになるでしょうか？	成形品の簡易書式が適用できる場合、主に化学物質の識別、製造、特性に関する情報が要求されると考えられます。ただし、その他情報についても任意で報告できるとありますので、インストラクション（以下URL）などで通常の報告内容も含めご確認いただくことをお勧めいたします。  <a href="https://www.epa.gov/system/files/documents/2024-05/tsca-8a7-reporting-instructions_may2024.pdf">https://www.epa.gov/system/files/documents/2024-05/tsca-8a7-reporting-instructions_may2024.pdf</a>
55	講演2 (米国関連)	医薬品の容器包装や医療機器の材料について知りたかったが、よくわからなかった。TSCAの適用外ということか。	TSCAでは「食品、食品添加物、医薬品、化粧品、またはデバイスとして使用するために商業で製造、加工、または配布される食品、食品添加物、医薬品、化粧品、またはデバイス（用語は連邦食品医薬品化粧品法[21 U.S.C. 321]のセクション201で定義されている）」等については対象外とされています。ただし、例えば医療機器の梱包については報告対象と見なされる可能性も示されており、具体的な案件がある場合には、FDAや国際弁護士等の適任者にご相談いただくことをお勧めします。
56	講演2 (米国関連)	TSCA 8条a 7によるデータ報告において、どのレベルまで調査すべきなのか？苦慮しています。弊社製品、原料、プロセスミカルレベルではPFASは不使用確認できていますが、製造設備の部品（オリング）等で使用されている可能性があります。2011年までさかのぼっての確認はおそらく不可能と思います。また弊社製品原料、プロセスミカル中への混入可能性も問い合わせ中ですが、おそらく完全に把握することは不可能と思います。各社様ではどのレベルまで調査されているのか、ご存じであればご教示ください。	各社での対応レベルは把握しておりません。 しかしながら、例えば、PFASの使用中に生じる副生物についても、知られている範囲または合理的に確認できる範囲で報告する義務があるとされており、既知情報や記録の確認、サプライヤーへの問い合わせは必要と思われる。ただし、EPAが公開しているFAQの36では、PFASを含むメッキタンクに部品を浸すこと自体は、途中でPFASを副生しない限り、報告の対象ではないとされているので、合理的な確認の範囲内で混入の可能性がない場合は報告の義務はないものと考えられますが、より詳細についてはインストラクションなどで確認することをお勧めいたします（以下URL）。  <a href="https://www.epa.gov/system/files/documents/2024-05/tsca-8a7-reporting-instructions_may2024.pdf">https://www.epa.gov/system/files/documents/2024-05/tsca-8a7-reporting-instructions_may2024.pdf</a>
57	講演2 (米国関連)	CA州で今後PFAS規制法案の議論が再開する可能性があるのか？	CA州で今後PFAS規制法案の議論が再開されるか動向予測は難しい状況です。FCJでは引き続き動向を注視し、情報の更新がありましたらウェビナー等で情報提供していく予定でございますのでご参考にしていただければ幸いです。
58	講演2 (米国関連)	わかりやすく解説頂きありがとうございました。 連邦法と州法で矛盾が生じた場合も、両方に従う必要があるという説明があったかと思いますが、どの様に理解すれば良いのでしょうか。結局、連邦法と州法の両規制における厳しい内容に従う必要があるという事で良いでしょうか。	連邦法と州法の関係を一言で答えるのは非常に難しいです。この関係についてまとめられた資料がありますので以下のリンクを参考にいただければ幸いです。両法が矛盾するかどうか含め慎重な判断が必要と思われます。具体的な案件がある場合には、適時に国際弁護士等の適任者にご相談いただくことをお勧めします。  <a href="https://www.nga.org/advocacy-communications/policy-positions/principles-for-state-federal-relations/">https://www.nga.org/advocacy-communications/policy-positions/principles-for-state-federal-relations/</a>
59	講演2 (米国関連)	TSCA8条(a)(7)によるデータ収集規則について、2011年からかなり前のものも報告しなければならず、報告できる内容に限界があるように思われますが、その点についてEPAのコメント等がありますでしょうか。	可能な限り情報提供することが求められております。また、報告を怠った場合には、民事罰の責任を問われたり、刑事訴追される可能性がありますので、対応は必要と考えます。
60	講演2 (米国関連)	米国メイン州は実施規則を定める動きがあるように思いますが、何か情報がありませんでしょうか？北米ではカナダも規制の準備を進めているように感じられるので、カナダについても解説していただけるとありがたいです。	メイン州の法案の修正は随時行われておりますので、最新の情報につきましてはメイン州政府のHPなどからご確認いただければ幸いです（以下URL上段）。カナダについては2024年7月27日付けカナダ官報にて、312種のPFAS化合物について情報提供義務が課せられました。情報提供期間は2025年1月29日までであり、情報提供義務者や報告義務のあるPFASについては以下のカナダ官報をご参照ください（以下URL下段）。  <a href="https://www.maine.gov/dep/spills/topics/pfas/PFAS-products/index.html">https://www.maine.gov/dep/spills/topics/pfas/PFAS-products/index.html</a> <a href="https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2024/2024-07-27/html/sup-eng.html">https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2024/2024-07-27/html/sup-eng.html</a>
61	講演3 (国連・日本関連)	日本国内は、当面、POPS条約に則った規制の遂行に注力すると思われませんが、環境省/経産省の立法実務レベルの方々に、欧州規制に追従するような気配はありますか？	欧州規制を注視していますが、追従する気配はないと認識しております。
62	講演3 (国連・日本関連)	日本、その他地域の考え方は、ストックホルム条約の決議を踏まえ、各締約国で国内法を整備している、との事だが、日系企業の中でもグローバル企業の一部は、既に予防原則によるPFAS規制をグリーン調達で打ち出している認識。PFAS規制を受け入れている企業に対するアプローチは何か予定されていますか？	PFAS規制を受け入れている個別企業に対するアプローチは、FCJとして行っておりません。

## 第5回 FCJウェビナー Q&amp;A 第一弾

No.	カテゴリー	質問	回答・参考URL
63	講演3 (国連・日本関連)	ストックホルム条約は、欧州各国は批准していないのでしょうか？ 国連の規制のPOPRCメンバーの欧州委員は、欧州PFAS規制を国連POPRCに従ってPFAS一括規制から個別規制に変更するべきという方針変更の可能性は無いのでしょうか？	欧州は、欧州委員会として批准しています。 国連の規制のPOPRCメンバーの欧州委員が、どのように考えているかは掴んでおりませんが、欧州委員会の意向により左右します。よって、PFAS一括規制から個別規制の方向とは考えますが、現時点では明確に言えないことをご理解願います。
64	講演3 (国連・日本関連)	欧州や米国など、各国規制動向を見ながら判断と理解しました。（日本らしいです。） 欧州、米国以外に注意すべき国はありますか。	カナダや英国と考えております。また、その次は、オーストラリア、中国、韓国です。
65	講演3 (国連・日本関連)	P.50では欧州・米国・日本 & その他地域、という分類での解説でした。欧州と米国だけが突出した規制をしている、という印象を受けましたが、その他の国や地域ではそのような動きはないのでしょうか？ 独自の規制を敷くことが多い(という印象の)中国等、他に注意が必要な国や地域があれば紹介いただけますと幸いです。	PFAS一括規制やPFASの用途規制が検討されているのは、欧州と欧州の考え方に追従する米国の一部の州ですので、これらを中心に解説いたしました。その他の国で注意するのは、カナダと英国です。その次は、オーストラリア、中国、韓国です。
66	講演3 (国連・日本関連)	プラスチックの添加剤には影響しないのか？	一部のプラスチックには、PFASの添加剤が使用されていますので、影響があります。
67	講演3 (国連・日本関連)	国際海運の関係者（船主、造船業者、港湾業者、船級協会等）におけるPFAS規制の動向について何か把握しているか？	海運関係の団体も、強弱はありますが、PFAS規制の動向について把握していると聞いております。
68	講演3 (国連・日本関連)	今後PFHxAが規制される可能性はあるでしょうか？	欧州のREACH規制で、消費者用途を中心に、PFHxAが規制される動きがあります。その他の、地域・国では、検討されていませんが、注視が必要と認識しております。
69	講演3 (国連・日本関連)	日本は国連の国際条約が決議されたのちにそれに批准していく考えのようですが、欧州や米国はその後も独自の考えで進めていく方向であり、パリ条約やモントリオール議定書のように、世界で統一的なルールは策定されないということなのでしょうか？	ご指摘の流れと考えておりますが、統一的なルールは、国連のストックホルム条約で、これを欧州は従っています。但し、欧州は規制の上乗せが多いので、独自とも言えます。米国は、この条約を批准しておらず、独自路線です。
70	講演3 (国連・日本関連)	米国の幾つかの州においては、2030年～2032年にかけてPFASを含有する製品の販売を禁止する法が成立しています。ただPFASは非常に多くの汎用部品（フッ素樹脂、フッ素ゴム等）に使用されており、機器メーカーが対応するには、部品メーカーの協力が必要です。欧州、米国ではPFASに関する規制が進んでいますが、日本国内においてはPFOA、PFOS、PFHxSは規制されていますが、それ以外のPFASについては規制されていません。 ① その中で、国内部品メーカーは機器メーカーからの要望で、PFASの代替え対応に向けて動いているのでしょうか？ ② また正直なところ、PFAS規制が成立する中で、対象部品も多岐にわたることもあり、どの様に機器メーカーとして対応出来るのか、すれば良いのか出口が見えない状況です。 国内の機器メーカーの代替え対応は実際のどの程度進んでいるのでしょうか？（大手メーカーは購入量も多いので部品メーカーも対応してくれる可能性はありますが、中小企業メーカーは購入量も少ないので部品メーカーが対応してくれる可能性は低いと考えています）	① 一部動いているとは聞いておりますが、代替えは非常に難しいと聞こえております。 ② ご心配やご懸念は察しますが、個別企業の案件にFCJは関与できませんので、ご理解をお願い致します。所属する業界団体を通して行政等に発信されることをお薦め致します。
71	講演3 (国連・日本関連)	非常に丁寧な解説をして頂き、ありがとうございました。 非特定PFASの使用全廃について、国内展示会（機械要素技術展）で各社に意見を伺いましたが、真剣に取り組んでいるメーカーは殆ど無いと感じました。現在、印刷業界ではフッ素を使わずに現在の品質を維持する方法は見いだせていません。今後の進め方として、非特定PFAS全廃を前提の計画を立てるべきか、全廃はかなり延期されるので非特定PFASを使い続ける計画でよいのか、悩みますが、国内各業界では後者を選択するのが主流でしょうか？	規制当局に意見出しをして取り組むことが重要と考えます。よって、御社が属する産業団体で、グローバルに連携して取り組むことをお願い致します。国内では、上記を前提に、ご指摘の後者の選択が多いと聞いております。
72	講演4 (PFAS規制化)	この説明は最初にもってきた方が良かったかなと思いましたが、一般消費者として最も気になるのは「フライパンのテフロンコーティングが剥がれて体内に入っても健康に影響がないのか？」と言う点だと思います。そこで健康上の問題は無いと言い切っていただきたいです。 また、最近ではNGOが多摩地区の飲料水の水質調査を行いPFAS濃度が基準値を超えていると盛んにPRしています。このようなNGOの動きに対して何か対応されていますか？	フライパンの件含め、ご意見ありがとうございます。 尚、フライパンに関しては、環境省のリフレット（以下URL上段）や食品安全委員会の資料（以下URL下段）をご参照願います。 FCJとしては、NGOの動きは注視していますが、個別案件の為、対応しておりません。 <a href="https://www.env.go.jp/content/000241758.pdf">https://www.env.go.jp/content/000241758.pdf</a> <a href="https://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/show/svu01190140314">https://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/show/svu01190140314</a>
73	講演4 (PFAS規制化)	特定PFASとその他のPFASの区分はグローバルでコンセンサスが得られそうでしょうか？ 切り分けられると、その他のPFASは規制定昇から除外できそうで助かります。	FCJとして取り組んでおりますが、まだグローバルでのコンセンサス作りには見通せておりません。FCJとして、科学的な根拠を基にした規制になるよう、最大限の取り組みを進めておりますので、ご協力をお願い申し上げます。
74	講演4 (PFAS規制化)	回収、リサイクルの推進とありますが、様々な製品に使用されているPFASをどのように回収、リサイクルするかアイデア等ございますか？	まずは、工業用に管理されたPFAS製品を対象と考えております。取り組みはこれからですが、各業界団体様と連携して取り組みたいと考えますので、ご協力をお願い申し上げます。
75	講演4 (PFAS規制化)	PFASのリスクについての考え方は同意。この考え方を広めていくにはどうすればよいのか？	日欧米の規制当局や政策決定者と交渉して広めることと考えております。尚、この取り組みをこれから進めて行きます。
76	講演4 (PFAS規制化)	PFASが特定される可能性は？	ECHAで審議中で、何とも言えないことを、ご理解願います。

## 第5回 FCJウェビナー Q&amp;A 第一弾

No.	カテゴリー	質問	回答・参考URL
77	講演4 (PFAS規制化)	FCJの考え方と行動に賛同します。産業用印刷装置に使用している非特定PFAS材料について、品質（印刷機の寿命）を低下させてでも全廃すべきか、使用量を最小限にとどめて品質を維持すべきか、どちらが適切でしょうか？	非特定PFAS材料について、FCJは、使用量を最小限にとどめて品質を維持と考えますが、前提として、回収/リサイクルを取り組んで行くことと考えます。
78	講演4 (PFAS規制化)	"特定PFAS"をどのような方法で提案されていて、全世界で採用される見通しは高いですか？欧州はパブコメ？米国はTSCA委員会？	メディアや日本の官庁に、特定PFASという言葉の普及するよう申し入れています。まだ実現できておりません。全世界に向けても粘り強く発信し、普及に努めて参ります。
79	講演4 (PFAS規制化)	結局のところ最終的なジャッジとしていつ頃出るのでしょうか？個人的には人体に入るものは適用は免れないが、それ以外は免除もしくは条件付き免除で落ち着いて欲しいと考えておりますが如何でしょうか？	2030年までには、ご指摘の落ち着き方を想定はしておりますが、何とも言えないことをご理解願います。
80	講演4 (PFAS規制化)	世界的に纏めるには、まずは特定3物質を対象としてスタートすることはできませんか？	ご意見の通りに進めておりますが、見通せていないのが現状です。継続して取り組んで参ります。
81	講演4 (PFAS規制化)	今後C9-C21以外で可能性のある特定PFASは何ですか？	現時点で、POPRCで審議・候補となっているPFAS類はありません。
82	講演4 (PFAS規制化)	PFASが人体にとって無害であることを示すデータは解説で説明されたもの他に多くあるのでしょうか？	フッ素冷媒やフッ素樹脂等の、販売されているPFASの多くは無害のデータがあります。
83	講演4 (PFAS規制化)	PFAS概念図に対して、各国政府に対しての理解活動は行っているのでしょうか？もし行っているのであれば、各国の見解はどういった感じだったのでしょうか？特に、日本政府の考え方は重要になるかと思いますが、賛同は得られているのでしょうか？	日本以外の各国政府にはまだ行っておりません。今後取り組んで行く予定です。日本政府（経産省・環境省）は理解を示してくれています。
84	講演4 (PFAS規制化)	P.61の最後の箇所ですが、POPsで規制化されていないその他のPFASについて、回収・リサイクル・破壊を推進しようとしているのはなぜでしょうか？有害でないのであれば、こうした措置は不要ではないのでしょうか？	有害でなくてもPFASは難分解性ですので、環境中に蓄積しないようにするのが、サーキュラーエコミーとしても重要との認識からです。
85	講演4 (PFAS規制化)	セミナー内でも何度か述べられていましたが、現在のマスメディアの報道の仕方も含めて「PFASが全て悪」であるかの様に報道されている事に違和感と危機感を覚えています。今後、PFASの様にほぼ必須な物質であるにも関わらず、予防原則に則られ(健康・環境への影響について)十分な科学的根拠の無いまま規制されていきそうな物質は他にもありますでしょうか？PFASと同様の事が起きそうで怖いと感じています。	ご指摘の懸念は、注意が必要と認識しております。特に、欧州では、PFASの次は、公式ではありませんが、シリコンと噂されています。
86	講演4 (PFAS規制化)	ストックホルム条約で特定PFASが次にLP-PFCA(C9-C12)が附属書に採択されるようですが、さらにその先に検討されているPFASがありますか？	現時点で、POPRCでLP-PFCA以外で審議・候補となっているPFAS類はありません。
87	講演4 (PFAS規制化)	無機のふっ素化合物は、米国や欧州で虫歯予防として水道水に添加している地域があると聞いています。それには反対する声があり、反対活動をしている団体があるとのこと。日本では、実施を見送りましたが、私も反対したいです。（民主主義的に考えるとおかしいので）このこと、今回の騒動の発端には全く関係が無いとは思えません。無機化合物は全く安全で有機化合物になると安全に懸念が生じるという考え方は一般的なのでしょうか？	ご意見の通りで、虫歯防止用の無機のふっ素化合物は、安全ですので、言いがかりと受け止めています。但し、無機のふっ素化合物の中にはフッ化水素酸のように毒性が高いものもありますので、一概には安全と言えないと認識します。また、有機フッ素化合物の中でも、現在使われている冷媒やフッ素樹脂は、安全性を確認して、家庭用エアコンや医療機器等にも使われていますので、有機化合物になると安全に懸念が生じるという考え方は一般的ではありません。
88	講演4 (PFAS規制化)	PFASを環境に放出せずに回収・リサイクルすることでリスクを低減し、規制緩和してのような動きはありますでしょうか？	現時点では、議論はされていますが、公式にはありません。今後、FCJとしてもご指摘の観点を取り組んで参ります。
89	全体・その他	全世界で規制に対して温度差があるが、解消するにはどうすればよいか？	ご懸念には同意しますが、今までの各国との交渉経験より、この解消法はないのではと考えております。
90	全体・その他	欧州・北米のPFAS規制では、免除対象があり、緩和の動きも見られます。一方で、Pollution Liability保険（公害賠償責任保険）はPFAS全般を契約内容から除外されました。免除対象品を製造しているにもかかわらず、健康被害などで訴訟が発生した場合、敗訴のリスクはありますか？	訴訟のリスクに関しましては、FCJでは回答がなますので、保険会社あるいは法律事務所にご相談ください。
91	全体・その他	PFASを全面的に禁止するのは合理的ではないことは強く賛同致します。しかしながら、個々の物質について、安全なもの、リスクが多少あるもの、リスクが大きいものといったような、毒性の評価は行っているのでしょうか？いくつかの物質では評価できていることは伺っておりますが、特定PFAS以外の全てが安全といえるのか。そういった定量的な知見があると、安心できると思いますが、いかがでしょうか？	PFASの中で、現在、販売・流通されているもの、例えば、エアコンの冷媒や、医療機器用のフッ素樹脂は、安全性を確認して使われています。しかしながら、ご指摘の通り、完全に全てという状況ではないのが事実です。今後、ご指摘のように、定量化に向けて取り組んで参ります。
92	全体・その他	各国全般的に水に対する懸念として、シールテープ等水に直接触れる可能性のある用途での議論は何かなされているのでしょうか？	EU PFAS制限案において、飲料水などに直接触れる用途における猶予期間に関する提案は出ておりません。パブコメ等で意見がだされているようでしたら、今後RAC/SEACにて議論される可能性はあります。
93	全体・その他	あまり良くない質問かも知れませんが、PFASが規制されていく事で逆に得をする業界・企業はどのようなものがありますでしょうか。	個社に関する案件ですので、FCJでは言及できないことをご理解願います。

## 第5回 FCJウェビナー Q&A 第一弾

No.	カテゴリ	質問	回答・参考URL
94	全体・その他	本ウェビナーで使用された資料をPDFデータで希望いたします。また、今後の情報が更新されていく際には不定期的でもウェビナーを開催していただけますと幸いです。	以下のページよりダウンロードが可能です。 <a href="https://cfcpj.jp/webiner-detail_0005.html">https://cfcpj.jp/webiner-detail_0005.html</a>